

津山市城西地区防災計画



平成 10 年 台風 10 号により浸水被害を受けた西寺町町内

令和 2 年 1 月

城西まちづくり協議会



目 次

1. 城西地区防災計画の基本方針	-----	1
2. 計画策定対象地区と避難所および策定主体	-----	2
3. 地区の特性と予想される災害	-----	3
4. 各町内の特徴・強み・弱み	-----	4~5
5. 城西支部自主防災防犯協議会 組織図	-----	6
6. 城西支部自主防災防犯協議会 緊急連絡網	-----	7
7. 災害対策配備フロー（タイムライン）	-----	8~10
8. 避難所運営マニュアル	-----	11~21
9. 津山市および城西地区の防災体制	-----	22
10. 城西支部自主防災防犯協議会 規約	-----	23~24

◆別添

資料編（様式集）

1. 備蓄している防災用品
2. 町内別受付簿
3. 避難所入所者カード
4. 西小学校全体図
5. 西小学校教室配置図
6. 避難所配置想定図
7. 城西見守り台帳

■参考資料

* 台風 10 号災害

【城西地区の記録 平成 10 年 10 月】

* 町内回覧チラシ（平成 30 年 9 月回覧）

「災害時に命を守る一人一人の防災対策」

* 津山市城西地区防災マップ

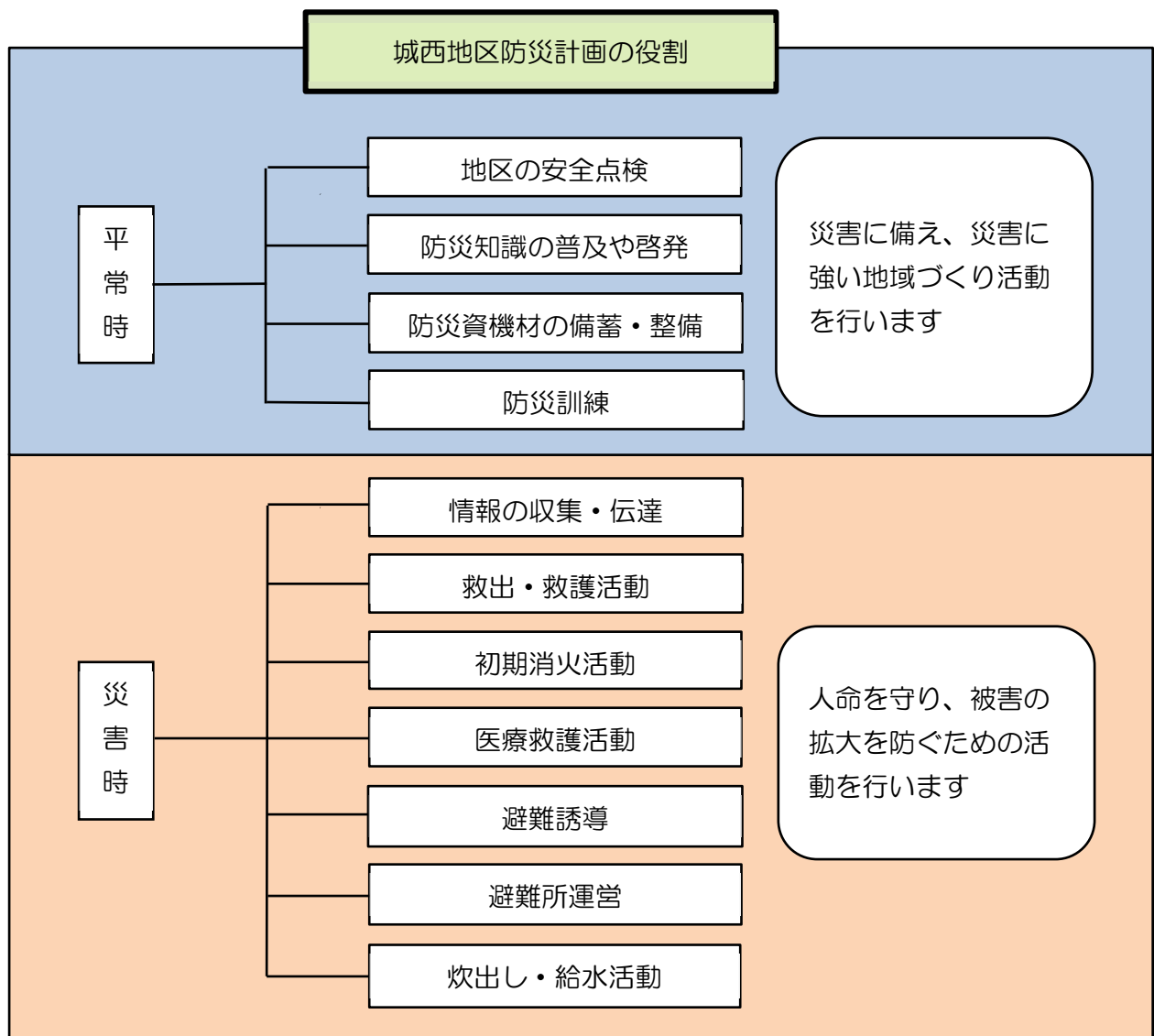
1. 城西地区防災計画の基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断や火災の同時多発発生などにより警察や消防などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

これまで全国で発生した災害では、地域住民の声掛けで避難して難を逃れた、また、地域住民が被災者の救出に当たって命が救われた、などの例がたくさんあります。災害時には、「自助」「公助」とともに、地域で助け合う「共助」が重要です。

津山市城西地区は、平素から「城西まちづくり協議会」の活動を通じて、子どもから高齢者まで、互いに支え合い、見守る地域づくりを進めてきました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、さらに災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、連合町内会城西支部が中心となっている「城西まちづくり協議会」が「城西地区防災計画」を定め、地域住民全員が、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組みます。



2. 計画策定対象地区と避難所および策定主体

(1) 計画対象地区

「城西地区防災計画」は次の地区を対象として定めます

対象地区名	世帯数	人 口
小田中（笠松）	※	※
茅町	57	125
新茅町	12	35
小田中（神田）	※	※
小田中（新屋敷）	※	※
小田中（西陵団地）	※	※
小田中（田中）	※	※
鉄砲町	153	347
西今町	72	151
小田中（西新座西）	※	※
小田中（西新座東）	※	※
西寺町	89	204
西寺町東		
宮脇町	21	56
安岡町	61	154
※ 小田中7町内	1,535	3,912
合 計	2,000	4,984

（平成 27 年国勢調査）

(2) 城西地区の避難所

施設名	面積(m ²)	収容人数(人)	住所	電話番号
城西公民館	520(屋内)	80(屋内)	小田中 1312-10	31-0102
西小学校	3,897(屋内) 4,276(屋外)	640(屋内) 1,420(屋外)	小田中 1360	22-9194

(3) 計画策定主

「城西地区防災計画」は下記の団体が定めます

団 体 名 称	所 在 地	備 考
城西まちづくり協議会	事務局 津山市小田中 1312-10 (津山市城西公民館内)	電話 0868-31-0102

3. 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

津山市城西地区の旧出雲街道沿いは、慶長年間（1604年～）に形成された城下町の古い町並みが残り、城下の総鎮守である徳守神社、津山城の外堀としての藪田川、広大な寺町を配置して城の守りを固めた地域である。その南側には1級河川の吉井川が流れており、古くから水害に悩まされた記録が残っている。

一方、城西地区の北部は丘陵地になっており、かつては多くの土地が農地として利用されていたが、時代とともに開発が進み宅地が増えていった。そのため、保水、遊水の機能が低くなり、少しまとまった雨が降ると雨水が一気に低い土地に流れ出し、低地では水路が溢れることがしばしば起こっている。また丘陵地では地滑りの危険がある場所もあり、対策が課題となっている。

少子高齢化は全国的に課題になっているが、城西地区でも高齢化率が津山市の平均値を上回っており、高齢化世帯、一人暮らし世帯が増えている。併せて空き家の増加も加速しており、高齢者世帯の見守りなど、防災・防犯面での不安も生じてきている。

(2) 予想される災害

【大雨】

- ・吉井川の氾濫、堤防決壊による水害、土砂災害
- ・藪田川や紫竹川などの氾濫による水害、土砂災害
- ・内水氾濫による水害
- ・土砂災害

【地震】

津山市に大きな被害（震度6以上）が予想される地震とその震度等

地震・断層名		マグニチュード	市内最大震度	今後30年の発生確率
断層型地震	山崎断層*	8.0	6弱	0~1%
	那岐山断層*	7.6	6強	0.06~0.1%
	大立断層・田代峠一布江断層	7.2	6弱	未推計
南海トラフ地震		9.1	5強	70~80%

※*印は主要活断層

〔出典:津山市地域防災計画(2019年5月版)〕

【暴風】

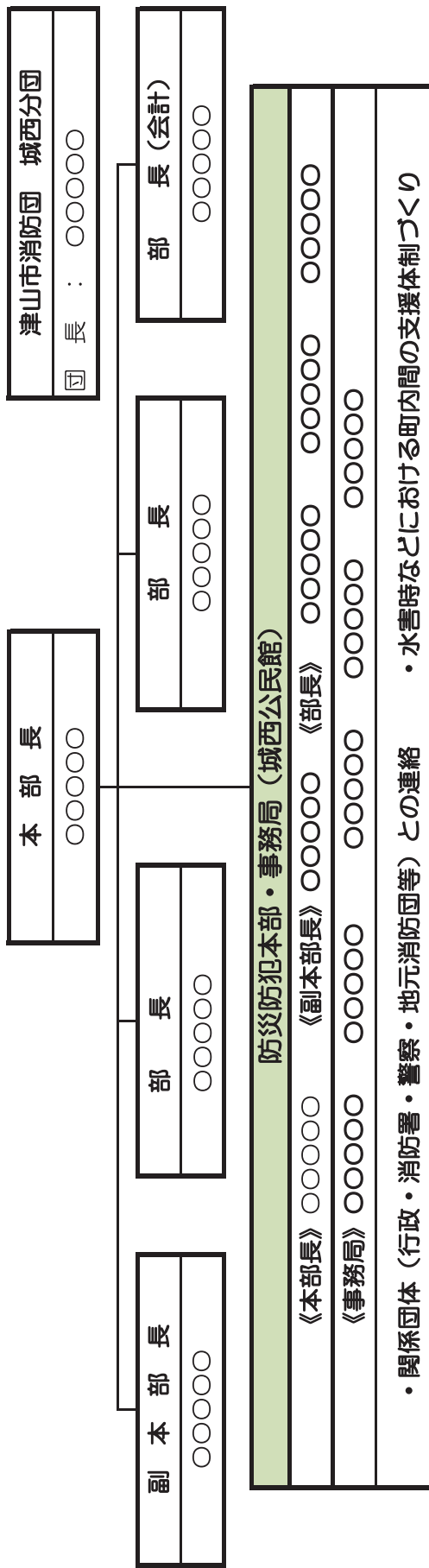
- ・暴風による建物の損傷・倒壊、倒木による通行止め、停電

4. 各町内の特徴・強み・弱み

丘陵地の町内会		
笠 松	特徴	町内は広いが、家や建物は少ない。地元の人が多く、お互いのことがよく分かる。川池が少ない。
	強み	空き地が多いので避難場所として使える。畑が多いので野菜が手に入りやすい。
	弱み	大雨が降ると土砂災害の危険がある。広いので町内が分断する可能性がある。商店が少ない。強い風を受けやすい。
神 田	特徴	丘陵地で畑も商店もある。
	強み	浸水には強い。
	弱み	谷があり土石流が怖い（過去に小規模の土砂災害発生）。低地は水害時に浸水の危険がある。広場がない。道路が狭い。
新 屋 敷	特徴	町内が広く、高低差が大きい。高いところでは道が狭い。
	強み	平時から助け合いができています。
	弱み	道が狭い。産業道路で二分されている。高齢独居が多い。マンション住人とのコミュニケーションがとりにくい。
西陵団地	特徴	高台に位置し町内の面積が小さい。新興住宅（30年くらい前に作られた）。
	強み	町内の範囲が小さいので町内の様子が把握しやすい。道幅が広く、消防車が通りやすい。空き家は非常時には使えるかも。
	弱み	中国自動車道のトンネル・橋が通れなくなると孤立する。高齢者が多く、若い人が少ない。空き家は火事も心配。
田 中	特徴	町内が広く田畑や山林が多い。
	強み	町内全体が概ね高台にあり、藪田川沿いの一部を除いて水害に強い。
	弱み	町内が広いので情報伝達が難しい。高齢者独居が多く共助の力が弱い。道路が狭い。坂道や入り組んだ道が多い。土砂災害警戒区域等指定箇所があり、地滑り、鉄砲水など土砂災害の危険がある。
河川沿いの町内会		
茅 町	特徴	古くからの住人が多く地理に詳しい。
	強み	緊急時の逃げ道が広い。全員が地理を知っている。
	弱み	高齢者が多い。町内には避難場所がないので3町内くらいが避難できる場所(建物)が欲しい。避難所の西小が遠い。
新 茅 町	特徴	各家庭に防災ラジオを配布してある。町内が狭く小さい。
	強み	各家庭のコミュニケーションが良い。
	弱み	高齢者が多い。低い土地がある。川の側なので水害に弱い。道が狭いところがある。

鉄砲町	特徴	町内会組織が確立している。防火・防犯部があり毎月20日に夜警を実施。AEDの使い方、消火器の使い方の訓練を行っている。
	強み	2階建ての会館があるため、浸水時でも高齢者の避難所になる。空き地が多く、避難場所として使える。
	弱み	高齢化が進み若い人のパワー不足。水害に弱い。
西今町	特徴	古くからの伝統がある町内会。
	強み	近年若い世代が帰ってきている。お互いの顔がわかる。
	弱み	空き家が多い。高齢者が多い。
西新座西	特徴	小さな町内。福祉施設がある。
	強み	西小学校が隣接。消防機庫がある。小学校にプールがある。福祉施設である広済寮がある。
	弱み	増水に弱い。高齢者世帯が多い。
西新座東	特徴	町内は狭いが、小学校、保育園、児童公園がある。寺院が2か所ある。
	強み	戸数が少ないため情報伝達が容易。
	弱み	水路に囲われており大雨による浸水の恐れがある。道が狭く通り抜けしにくい。
西寺町	特徴	寺院が多い。
	強み	避難所（西小学校）に近い。寺院の駐車場がある（一時避難場所）。
	弱み	高齢者の独居が多い。ブロック塀が多い。
西寺町東	特徴	世帯数が少ない。寺院がある。高齢者が多い。町内が小さい。
	強み	世帯数が少ないため住民同士がお互いをよく知っている。
	弱み	水害に弱い。細い道が多い。ブロック塀が多い。高齢者が多い。
宮脇町	特徴	世帯が少なく、町内が小さい。道が広い（幹線）。商店がある。
	強み	世帯数が少ないので町内の状況が把握しやすい。広い道路があり、交通の便が良い。
	弱み	高齢者が多い。
安岡町	特徴	コンパクトにまとまった地域。
	強み	町内の人と連絡が取りやすい。若い世代が協力的。
	弱み	吉井川に面しているため水害の危険性が高い。高齢者の独居が多い。

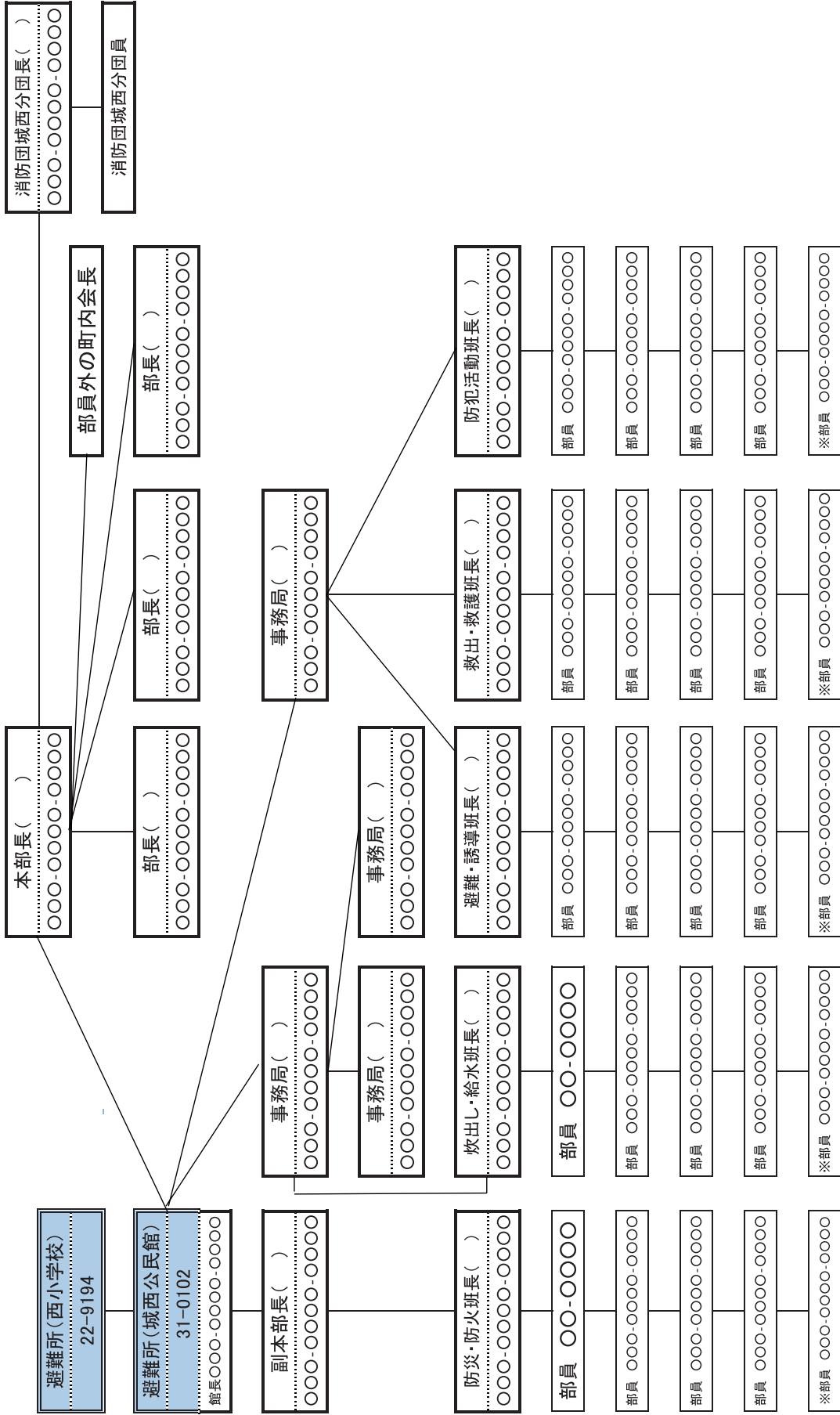
5. 城西支部自主防災防犯協議会 組織図
(城西まちづくり協議会 防災防犯部会)



防 災 担 当 班			
	防 災 担 当 班	防 災 担 当 班	防 災 担 当 班
部 員	防災・防火班 《班长》○○○○○ (町内名) 《副班长》○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名)	炊出し・給水班 《班长》○○○○○ (町内名) 《副班长》○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名)	避難・誘導班 《班长》○○○○○ (町内名) 《副班长》○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名)
	救出・救護班 《班长》○○○○○ (町内名) 《副班长》○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名)	防犯活動班 《班长》○○○○○ (町内名) 《副班长》○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名) ○○○○○ (町内名)	避難者 ○○○○○ (町内名)
班 員	避難者 ○○○○○ (町内名)	避難者 ○○○○○ (町内名)	避難者 ○○○○○ (町内名)
	◎地域住民の防災意識 高揚の活動の主幹 ・防災訓練 ・防災マップ ・防災関係資料の作成、配付 ・防災資機材の保有状況 確認 ・火災報知機設置確認	避難者の非常食管理 ・避難用品の保有状況 確認および整備 ・炊出しおよび給水 ・支援物資の配付	避難者の救出、救護 ・負傷者の救出、救護 ・医療機関への連絡 ◎看護師OBを登録し、 災害時には対応を お願いする
	・水害、地震などに備え、 避難場所及び避難経路の 確認と周知 ・災害弱者の避難対策 ・災害時の避難誘導	・見守り、パトロール ・既存の活動団体と連携 して防犯活動の充実 ・危険個所の把握と改善 要望	

※避難所は、避難所にかかわるすべての人が協力して運営していきます。

6. 城西支部自主防災防犯協議会 緊急連絡網
(城西まちづくり協議会 防災防犯部会)



※印の担当部員は連絡がきた旨を班長に報告すること。

7. 災害対策配備フロー（タイムライン）

主な災害等の状況	津山市災害警戒 （対策）本部の動き	城西支部自主防災防犯協議会 防災防犯本部の動き	地域住民及び各町内会の動き
<ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水注意報が発表され災害発生のおそれがあるとき 水防団待機水位に達し、さらに上昇が認められるとき 	<p style="text-align: center;">準備体制</p>		<p>（警戒レベル2） 大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表） 避難に備え避難場所や経路、避難のタイミングなどの再確認と、避難情報の取得手段の再確認などしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 暴風、暴風雪、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき 	<p style="text-align: center;">初動配備</p>	<p>情報連絡員（津山市職員）が城西公民館に来たら、公民館から本部長、副本部長に連絡し、各町内会長と防災防犯部員に連絡網で知らせる。</p>	<p>（警戒レベル3） 避難準備・高齢者等避難開始（津山市が発令） 高齢者等、避難に時間を要する人（要配慮者）やそのお世話をする人は、<u>地域で決めた避難所</u>か、<u>市の指定緊急避難場所</u>などへ避難を開始してください。 その他の人は避難のための準備をしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 水防警報（消防団出動）が発表されたとき 局地的豪雨、豪雪、火災、爆発、その他大規模な事故が発生したとき 震度4または5弱の地震が発生したとき 	<p style="text-align: center;">警戒体制 （1号配備）</p>		<p>（警戒レベル4） 避難勧告・避難指示（緊急）（津山市が発令） 速やかに避難の行動を取ってください。 災害が発生する恐れが極めて高い状態で避難が難しいと判断した場合は、近隣の安全な場所や、建物内のより安全な部屋へ移動するなどしてください。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき ・火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき ・その他、災害等事態が拡大する恐れがあり、市長または災害警戒本部長の指示があったとき 	<p style="text-align: center;">非常体制 (2号配備)</p>	<p>災害の規模が大きく、対応が必要と本部長、副本部長が判断した場合は、班長と事務局にも招集をかける。</p>	<p>(警戒レベル5) 災害発生情報 (災害の発生を把握した場合に、可能な範囲で津山市が発令)</p> <p>既に災害が発生しています。 命を守る最善の行動を取ってください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき ・火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき ・震度5強以上の地震が発生したとき ・特別警報が発表されたとき 	<p style="text-align: center;">非常体制 (3号配備)</p>	<p>各班への協力も必要と判断した場合には、各班の班長に連絡担当部員にも連絡網で伝え招集する。</p>	

【城西地区の申し合わせ】

連絡網で連絡が取れない場合もあるので、部員は津山市の配備基準及び城西地区防災計画に沿って行動すること

【参考：標高】

城西公民館	97 m	西小学校	95~96 m	眼鏡市場	99 m	作州民芸館	95 m	信用金庫	97 m
旧吾平	100 m	シヨット	98 m	ローソン	98 m	児童公園	96 m		

(指定緊急避難場所、指定避難所)



- ◎ 指定緊急避難場所として、状況により **1**城西公民館または **2**西小学校が開設されます
 - ◎ 避難が長期化した際には、城西公民館、西小学校共に指定避難所になります
 - ◆ 指定緊急避難場所…住民等が緊急に避難する際の避難先として設置されます
 - ◆ 指定避難所…避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または家に居られなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です
- ※どちらも津山市指定

8. 避難所運営マニュアル

- (1) 避難所での約束
- (2) 避難所の開設・運営の流れ
- (3) 各班のタイムラインと業務

(1) 避難所での約束

①避難所の運営について

- ◆ 避難所の本部責任者は、城西支部自主防災防犯協議会の本部長と副本部長です。意見の集約、避難所内の連絡などは本部を中心に行います。
- ◆ この避難所は、城西まちづくり協議会防災防犯部会を中心に運営します。
- ◆ 行政職員は自治体との連絡調整を行います。
- ◆ 避難所となる施設職員(城西公民館長、西小学校長)は施設の使い方を指導します。
- ◆ 支援団体(NPO、社会福祉協議会など)は避難所運営を支援します。
- ◆ 町内別受付簿や避難所入所者カードで取得した個人情報(緊急を要する場合を除き、外部には漏らしません)。

②避難所は助けてくれるところではありません

- ◆ 避難所を運営する人も主に避難者です。できるだけ早く日常生活を取り戻せるよう、避難所にかかわる全ての人が協力して運営していきます。

③この避難所は地域の支援拠点です

- ◆ 避難所の中は、基本的に町内会ごとに居住場所を決めます。
- ◆ 車の中、テント生活等、避難所以外の避難者にも配慮します。
- ◆ この避難所は、地域外の方も受け入れをします。
- ◆ 避難者へのお知らせは、アナウンスと掲示板で行います。
- ◆ 避難所は子どもからお年寄りまで、さまざまな年齢、さまざまなニーズを持った人が共同で過ごします。安心して、心地よく過ごせるよう、お互いに心遣いをして環境を整えていきましょう。
- ◆ 戸外に喫煙所を設けます。

④健康、衛生面について

- ◆ ライフラインが途絶えたり、集団で生活するため、避難所の中は感染症、食中毒などのリスクが高くなります。トイレの管理、うがい、手洗い、ごみの処理などの衛生に配慮しましょう。
- ◆ エコノミークラス症候群の予防や気分転換など、健康維持に留意するため、体操やレクリエーションをする時間を作ります。
- ◆ 病気の人やペットを連れた人の受け入れは、別室で対応します。

(2) 避難所の開設・運営の流れ

この避難所運営マニュアルには、災害発生当日から初動期(1日～2日)の対応に限定して記載しています。

災害発生直後 の対応

① 安否確認

- ◆ 自分と家族の安全を確保し、避難所または地域の一時避難所に避難しましょう。
- ◆ 町内会は支援が必要な人を平常時から把握しておき、災害の状況に応じて声かけなど、必要な対応を行います。

防災防犯部員 招 集

防災防犯部員は、城西地区防災計画に従って避難所に集合するとともに、班ごとの業務を「(3)各班のタイムラインと業務」に従って進めます。

② 避難所となる施設の建物、設備の安全確認

- ◆ 施設管理者とともに建物内外の安全確認を行います。
(※各班のタイムライン「本部」参照)

③ 避難所の設営(※各班のタイムラインと業務 参照)

④ 避難者の受付、組み分け

- ◆ 受付の手順に従って、避難者の受け入れを行います。
(※各班のタイムライン「事務局」参照)

⑤ 津山市災害警戒(対策)本部への連絡

- ◆ 避難所に派遣された市職員(情報連絡員)などと連携し、避難者の状況、物資の依頼など津山市災害警戒(対策)本部に連絡します。
(※各班のタイムライン「本部」参照)

⑥ 水、食糧など、物資の備え

- ◆ 避難時に自分が必要とする水、非常食、薬などは平常時から非常持ち出し袋に準備し、避難するときには持参します。

⑦ 避難所内の情報提供

- ◆ 災害の最新の情報を把握し、避難者にお知らせします。

(3)各班のタイムラインと業務

防災防犯本部	
活動内容	災害時における被災者支援の統括、指示を行う 関係団体（行政、消防、警察など）との連絡調整を行う
災害発生 直後	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災防犯部員の招集 <input type="checkbox"/> 災害の状況把握 <input type="checkbox"/> 城西支部自主防災防犯本部立ち上げ <input type="checkbox"/> 避難所となる建物の安全確認と立ち入り禁止区域の表示 <input type="checkbox"/> 施設管理者との打合せ <input type="checkbox"/> 避難所の周辺管理（駐車スペース、緊急車両の通路確保） ※駐車場係配備 <input type="checkbox"/> 各町内会へ安否確認の指示、避難場所の指定 <input type="checkbox"/> 防災防犯部会各班長へ業務・対応指示
避難所 開設	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 津山市災害警戒（対策）本部へ連絡 <input type="checkbox"/> 情報収集、伝達手段の確保 <input type="checkbox"/> 外部からの問い合わせ、来客対応 <input type="checkbox"/> 避難所内の苦情、相談、要望、落とし物などの対応 <input type="checkbox"/> 避難所内の伝達（アナウンスと掲示板で伝達） <input type="checkbox"/> 対外的対応（マスコミ、郵便物など） <input type="checkbox"/> 支援物資、支援ボランティアの受け入れ対応 <input type="checkbox"/> 安否確認の対応 <input type="checkbox"/> 在宅避難者、校庭避難者の状況把握と対応 <input type="checkbox"/> 避難所が定員をオーバーした時の対応 <input type="checkbox"/> 罹災証明取得準備のPR

事務局	
活動内容	本部の補助機関として、災害発生時における運営全般の事務的業務を行う
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災防犯部員の招集の連絡 <input type="checkbox"/> 避難所となる建物の安全確認サポート <input type="checkbox"/> 施設管理者と打合せサポート <input type="checkbox"/> 各町内会へ避難所の指定連絡 <input type="checkbox"/> 防災防犯部会の各班長へ対応指示連絡 <input type="checkbox"/> 避難所運営に関する物品手配
避難所 開設	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受付対応（入所・退所の手続き） <ul style="list-style-type: none"> ＜避難者の受付手順＞ ① 町内ごとに受付して名簿に記入する ② 名札を付ける ③ マスク、靴袋を受け取る ④ 手指のアルコール消毒をする ⑤ 避難所の中に入る <input type="checkbox"/> 避難者について本部との連絡 <input type="checkbox"/> 避難者の把握 <input type="checkbox"/> 駐車場系の確保・誘導指示 <input type="checkbox"/> 事務処理（日誌、記録、表示、名簿整理） <input type="checkbox"/> 体操、レクリエーションの実施 <p style="text-align: center;">※ 病人、ペット連れ、アレルギー、外国人、地区外住民など、個別に支援を要する方については特に注意する</p>

防災・防火班	
活動内容	<p>平素は防災マップの作成、防災訓練、防災関係資材の保有・管理、各町内への呼びかけなどの活動を行う</p> <p>避難所開設の際は、避難・誘導班とともに避難所の設営を行う</p>
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 城西支部自主防災防犯本部より招集がかかったら指定の場所に集合 <input type="checkbox"/> 本部の指示に従い、避難・誘導班のサポートとして、防犯活動班とともに避難所開設のための打合せと準備
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難・誘導班に協力して避難所を開設 <input type="checkbox"/> 避難所開設のために町内毎の仕切り、通路の確保 <input type="checkbox"/> 段ボールベッド、段ボールの仕切り、エアベッド、ブルーシートなどの準備 <input type="checkbox"/> 受付と連絡を取り、避難者を町内毎の場所への誘導 <input type="checkbox"/> 病気の人、災害弱者の避難所での対策 <input type="checkbox"/> 町内会から避難支援の要請があった場合、防災マップ、見守り台帳を活用して避難者の支援

炊出し・給水班	
活動内容	避難者へ水、非常食、支援物資の配布および、炊出しの手配、配給を行う
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 城西支部自主防災防犯本部より招集がかかったら指定の場所に集合 <input type="checkbox"/> 本部の指示に従い、避難所開設のため、班内の打合せと準備
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受付と連絡を取り、受付で記録した避難者の人数の確認 <li style="padding-left: 2em;">※アレルギーは自主申告・自己判断 <input type="checkbox"/> 避難者へ水、非常食の配布 <input type="checkbox"/> 弁当など食事の手配 <input type="checkbox"/> 状況に応じて炊出し

避難・誘導班	
活動内容	<p>災害に備え、避難所及び避難経路の確認と周知をしておく</p> <p>災害発生時には避難所開設、避難者の誘導、避難所の管理を行う</p> <p>在宅避難者、校庭避難者の支援を行う</p>
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 城西支部自主防災防犯本部より招集がかかったら指定の場所に集合 <input type="checkbox"/> 本部の指示に従い、防災・防火班、防犯活動班とともに避難所開設のための打合せと準備 <input type="checkbox"/> 避難の呼びかけに応えない人に対して、町内会と連携して対応
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所開設のために町内毎の仕切り、通路の確保 <input type="checkbox"/> 段ボールベッド、段ボールの仕切り、エアベッド、ブルーシートなどの準備 <input type="checkbox"/> 受付と連絡を取り、避難者を町内毎の場所への誘導 <input type="checkbox"/> 病気の人、災害弱者の避難所での対応 <input type="checkbox"/> 町内会から避難支援の要請があった場合、防災マップ、見守り台帳を活用しながら避難者の支援

救出・救護班	
活動内容	<p>平素より救護支援できる人材の把握をしておく</p> <p>災害時の避難者の救出・救護、病院・消防署への連絡を行う</p> <p>避難所の衛生管理を行う</p>
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 城西支部自主防災防犯本部より招集がかかったら指定の場所に集合 <input type="checkbox"/> 本部の指示に従い、救護所開設のため、班内の打合せと準備 <input type="checkbox"/> 救護用品の準備
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 救護所となる部屋、場所の設置と救護用品設置 <input type="checkbox"/> 受付、本部と連絡をとり、負傷者がいた場合には応急処置ができる人材と一緒に救護活動 <input type="checkbox"/> 病院搬送が必要な場合には医療機関や消防署への連絡 <input type="checkbox"/> 感染症予防のため、避難所内の衛生管理及び、避難者への衛生指導（手洗い、手指の消毒、マスクの着用 など） <input type="checkbox"/> ごみ処理 <input type="checkbox"/> トイレの見回りと本部への報告

防犯活動班	
活動内容	<p>平常時には見守活動などの防犯活動を行うとともに、危険個所の把握と改善要望を小学校などの教育機関と連携して行う</p> <p>災害発生時には避難所内、被災者の自宅などの防犯活動、見回りを行う</p>
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> □ 城西支部自主防災防犯本部より招集がかかったら指定の場所に集合 □ 本部の指示に従い、避難・誘導班のサポートとして、防災・防火班とともに避難所開設のための打合せと準備
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所開設のために町内ごとの仕切り、通路の確保 □ 段ボールベッド、段ボールの仕切り、エアベッド、ブルーシートなどの準備 □ 受付と連絡を取って避難者の名前を確認し、「防犯パトロール中」の表示を携帯し、巡回などを実施 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 避難所内の見回り、持ち物の管理についてなどの声かけ ▪ 校庭避難者、自宅避難者の見回りと声かけ ▪ 空き家になった被災者の自宅パトロール

9. 津山市および城西地区の防災体制

組織名称等	地区の状況		
連合町内会城西支部	世帯数：1,660 世帯 人 口：4,413 人		
1 組織の体制	町内名	役 員	電 話 番 号
	笠松		
	茅町		
	新茅町		
	神田		
	新屋敷		
	西陵団地		
	田中		
	鉄砲町		
	西今町		
	西新座西		
	西新座東		
	西寺町		
	西寺町東		
	宮脇町		
安岡町			
2 避難所等 指定緊急避難場所 指定避難所	施 設 名	電 話 番 号	管 理 者
	津山市城西公民館	0868-31-0102	館長
	津山市立西小学校	0868-22-9194	校長
危険箇所、地域の避難所	防災マップのとおり		
3 緊急時の連絡先	連 絡 先	電 話 番 号	
	津山市役所 危機管理室	0868-32-2042	
	(時間外)	0868-32-2170	
	災害対策本部(災害発生時)	0868-23-2130	
	津山圏域消防組合	0868-31-1119	
	津山警察署	0868-25-0110	
	中国電力(株)津山営業所	0120-410-254	
	津山ガス	0868-22-7211	
	津山市水道局	0868-32-2107	
	(時間外)	0868-23-4455	
	NTT 西日本	0120-444-113	
	苫田ダム管理所	0868-52-2151	
	津山中央病院	0868-21-8111	
	津山第一病院	0868-28-2211	
	災害用伝言ダイヤル(録音時)	171-1	
災害用伝言ダイヤル(再生時)	171-2		

10. 城西支部自主防災防犯協議会 規約

第1条（名称）

本会は「城西支部自主防災防犯協議会」と称する

2 本会の事務局は城西公民館（津山市小田中 1312-10）に置く

第2条（目的）

本会は住民の隣保協働の精神に基づく自主的な防火・防災・防犯活動を行うことにより、災害や犯罪などによる被害の防止及び軽減を図ることを目的とする

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- （1）防火・防災・防犯知識の普及・啓発及び訓練に関すること
- （2）防火・防災・防犯資材等の備蓄・整備に関すること
- （3）火災・災害・犯罪などの予防に関すること
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条（会員）

本会は津山市連合町内会城西支部にある世帯をもって構成する

第5条（役員）

本会には次の役員を置く

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名（1名は会計担当）
- （3）班長 若干名

2 役員は会員の互選により選出する

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない

第6条（役員の仕事）

会長は本会を代表し、会務を総括するとともに災害発生時における応急活動の等の指揮命令を行う

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

3 会計は本会の会計を行う

4 班長は班を代表し、活動計画に基づく班務の運営に当たる

第7条（会議）

本会には総会および役員会を置く

第8条（総会）

総会は年に1回開催する

2 総会は次の事項を審議する

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防火・防災・防犯計画の作成及び改正に関する事
- (3) 活動計画に関する事
- (4) その他特に必要と認められた事項

3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる

第9条（役員会）

役員会は会長が招集する

2 役員会は次の事項を審議し、実行する

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 総会により委任されたこと
- (3) その他、本会の運営に関する事

第10条（防災・防犯計画）

本会は、その事業を円滑に実施するため、必要な事項を定めた防災・防犯計画を策定する

第11条（会費及び経費）

本会の運営に関する費用は、各町内負担金及びその他の収入をもって充てる

付 則

この規約は、平成25年8月20日から施行する

自分たちの地域は自分たちで守る

津山市城西地区防災計画

(令和2年1月)

策定主体：城西まちづくり協議会

事務局：〒708-0006 津山市小田中 1312-10 (津山市城西公民館内)

TEL/FAX：0868-31-0102

